

「平成 30 年度中小企業外国出願支援事業費補助金」 中小企業の皆さんの知的財産活動を支援します

経済のグローバル化に伴い、企業の海外展開が進む中、海外市場の販路開拓や模倣被害への対策には、対象となる国と地域において特許権を取得することが極めて重要です。

そこで、県では中小企業の戦略的な外国出願を支援するため、中小企業が行う P C T 出願に係る費用の一部を助成します。

1 補助金の概要

(1) 補助対象者

県内に本社を有する中小企業等（※ 1）

※ 1 中小企業支援法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が 3 分の 2 以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営むもの）

(2) 補助対象経費

P C T 出願（※ 2）に要する以下の経費（消費税及び地方消費税を除きます。）

日本国特許庁への出願に要する経費のうち、国際出願手数料、調査手数料、送付手数料、予備審査手数料、国際出願に係る弁理士費用 等

ただし、平成 31 年 3 月 31 日までに補助対象経費の支払いが完了するものに限ります。

※ 2 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和 53 年法律第 30 号）第 2 条に規定する国際出願のこと。（交付申請書の提出時点において、日本国特許庁に P C T 出願の基礎となる国内出願を既に行っているものに限る。）

(3) 補助金額 補助対象経費の 1 / 2 以内で、

1 企業に対する同一年度内の補助金の上限額は 2 0 万円以内

(4) 選定要件

交付対象者の選定に当たっては、以下の要件を基準として審査を行います。

○先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。

○補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者であること。

○ P C T 出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。 等

2 募集期間

随時

※ P C T 出願を行う 3 0 日前までに申請してください。

※ 予算額に達した時点で受付を終了します。

3 問合せ先・申請先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1-10

香川県商工労働部産業政策課 産学官連携・国際戦略グループ

TEL 087-832-3353 / FAX 087-806-0210

〔PCT出願の流れ〕

